

# 被扶養者資格確認実施要項

現在認定中の被扶養者の資格再確認を実施いたします。

届書裏面に記載しております必要書類を添付し、各事業所取りまとめの上、期限までに当組合までご提出ください。

## 【提出期間】

**令和4年12月1日～令和5年1月31日 ※厳守**

## 【同封書類をご確認ください】

- ①扶養者資格確認届総括書
- ②被扶養者資格確認届（10月21日現在のデータで作成しております。）
- ③事業所別被扶養者一覧表（ご担当者のチェック用にご使用ください。）
- ④健保ニュース（貴事業所で決められた届書提出締切日をご記入の上、回覧又は掲示して、被保険者の方々に周知くださいますようお願いいたします。）

## 【添付書類について】

届書裏面に記載しておりますのでご確認ください。また、記載内容以外の証明書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

なお、添付書類を省略することができる場合もありますので、下記をご確認ください。

※令和4年1月1日以降に、新たに被扶養者として認定された方で、その後、扶養の状況に変更のない場合は、その方についての添付書類は必要ありません。

但し、転籍・再雇用等により扶養確認書類等の提出を免除した方は除きます。

## 【添付書類の省略について】

以下の場合、添付書類を省略することができます。

被保険者より提出された『扶養控除申告書』（令和4年分・令和5年分いずれも）において、

- ① 所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族（給与収入のみの場合、年収103万円以下）であることを事業所担当者が確認した場合及び被保険者の所得が1,000万円以上あるために控除対象配偶者とならない配偶者のうち、月平均収入額が85,833円以下の配偶者

⇒ 収入に関する証明の添付を省略することができます。

- ② 同居であることを事業所担当者が確認した場合

⇒ 被保険者と同一世帯であることが条件となる被扶養者（義父母等）に関する住民票の添付を省略することができます。

※ただし、上記①②について、事業所担当者が確認し、『被扶養者資格確認届』下段の「事業所確認欄」に確認者が署名した場合に限ります。

※別居している被扶養者への援助額に関する確認書類は省略できません。（通学のために別居している学生及び単身赴任中は除きます。）

## 【その他】

届書記載の住所に変更がある場合は住所欄の旧住所を二重線で抹消のうえ、新住所をご記入ください。また、『健康保険 被保険者住所（変更）届』をご提出ください。

## 【ご提出前にご確認ください】

- 届書太枠内に記入もれがないか
- 届書左下「被保険者署名欄」に署名もれがないか
- 必要書類が添付されているか
- 添付書類省略の場合、届書右下「事業所確認欄」に確認者の署名もれがないか
- 『被扶養者資格確認届総括書』に記入もれがないか

以上、ご確認のうえ、『被扶養者資格確認届総括書』・『被扶養者資格確認届』・添付書類を当組合宛ご提出ください。

**※太枠内の収入等の記入・被保険者欄等の署名もれの届書は返戻させていただきます。  
※届書や必要書類の未提出、添付内容の不備等の場合は、被扶養者認定可否の判断ができませんので、やむを得ず職権により、被扶養者削除の処理をいたします。**

### ◆被扶養者認定の範囲◆

#### ◎主として被保険者の収入によって生計を維持されている方

「主として生計維持」されている状態とは、生活に必要な費用が主として被保険者によって賄われている状態、被保険者の得る収入によって対象者の暮らしが成り立っている状態をいいます。

#### ◎被保険者と同一世帯を条件としない人

- ①配偶者（事実婚含む） ②子・孫 ③兄弟姉妹 ④父母 ⑤祖父母 ⑥曾祖父母

#### ◎被保険者と同一世帯が条件となる人

- ①前記以外の三親等内の親族（義父母等） ②事実婚の子・父母

#### ◎収入のある被扶養者の場合

年間収入が、将来に向かっての年間見込みで、130万円未満（60歳以上、又は障害厚生年金を受給できる程度の障害者の方は180万円未満）である方が対象となり、

①同居の場合は、被保険者の年間収入の半分未満であること。

②別居の場合は、被保険者からの送金（援助）額より少なく、また、被保険者の収入・被扶養者の状況・対象者の収入等から見て、送金（援助）額が金額的に社会通念上妥当であること。

※ここでいう収入とは、給料（交通費等含む）・年金（遺族・障害年金等非課税の年金も含む）・健康保険の傷病手当金及び出産手当金・雇用保険の基本手当等の給付金・株の配当や利子・家賃収入等全ての収入が対象となります。

※パート・アルバイト等で月收入が大きく変動する場合は、原則として直近3ヶ月の収入額を年間換算して判断します。

#### ◎夫婦共同扶養の場合

夫婦が共同で扶養している場合は、年間収入の多い方の被扶養者となり、年間収入が同程度の場合は、主として生計を維持する方の被扶養者となります。

ご不明な点などがございましたら当組合業務課（☎06-6942-3623）までご照会ください。